

平成19年6月11日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年5月30日(水) 16:15～17:45
場 所 学校法人上野学園 広島外語専門学校 562教場
講演者 消費生活専門相談員 土井 敬子
参加人員 34名

1 講演内容の概要について

【テーマ】：《 消費者トラブルの現状（エステ、携帯電話等のトラブル） 》

（1）若者の消費者トラブルについて

- ・携帯電話、パソコンなどへの架空請求メールについての相談が多い。
- ・クレジット契約を結ぶ際は、これから返済のことをよく考えること。
- ・20歳になると未成年者契約の取消は適用にならないため、注意すること。

（2）トラブルの実例について

- ・「油断大敵！悪質商法」のビデオを視聴。その後、クレジットの仕組みを解説。
- ・アポイントメントセールス(海外旅行が会員価格で利用できる会員権を購入したつもりが、高額なビデオテープの購入契約であった)とキャッチセールス(無料体験モニターのはずが、50万円のエステ契約であった)について、その場面を実際に演じ、消費者の心理をより深く理解できるよう参加者がロールプレイを行った。

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

質疑応答は特にありませんでした。

広島市市民局消費生活センター

（注）この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。